

決 定 書

平成8年（不再）第13号事件
再 審 査 申 立 人
平成8年（不再）第14号事件
再 審 査 被 申 立 人

宗教法人教王護国寺

平成8年（不再）第13号事件
再 審 査 被 申 立 人
平成8年（不再）第14号事件
再 審 査 申 立 人

東寺労働組合

同 A
同 B

主 文

本件初審命令を取り消し、中労委平成8年（不再）第13号事件再審査被申立人、同年（不再）第14号事件再審査申立人東寺労働組合、同A及び同Bの救済申立てを却下する。

理 由

- 1 初審救済申立て及び初審命令
 - (1) 本件は、中労委平成8年（不再）第13号事件再審査申立人、同年（不再）第14号事件再審査被申立人である宗教法人教王護国寺（以下「法人」という。）が、中労委平成8年（不再）第13号事件再審査被申立人、同年（不再）第14号事件再審査申立人である東寺労働組合（以下「組合」という。）の組合員の同A（以下「A」という。）に対し、調整手当、御修法礼金及び平成5年下半期賞与を他の僧侶より低く支給したこと、（京都地労委平成6年（不）第1号事件）、並びに組合員の同B（以下「B」という。）に対し、定年退職後、他の職員と同様の嘱託契約とせずアルバイト契約としたこと（同平成6年（不）第12号事件）がそれぞれ不当労働行為であるとして、平成6年3月10日及び同年11月16日に救済申立てのあった事件である。
 - (2) 初審京都府地方労働委員会は、平成8年3月22日、法人に対し、Aに係る申立てのうち平成5年下半期賞与の差額の支払いを命じ、Bの嘱託契約に係る申立て等その余の救済申立てを棄却した。
- 2 本件再審申立て及び再審査申立て後の経過
 - (1) 上記1の(2)の救済命令を不服として、法人は平成8年4月3日に、組合、A及びBは同月4日に、それぞれ再審査を申し立てた。
 - (2) その後、組合、A及びBから当委員会に対し、平成12年2月15日付けを

もって、本件救済申立てを維持する意思を放棄する旨の文書が提出された。

よって、労働組合法第25条及び27条並びに労働委員会規則第56条第1項の規定により準用される同第34条第1項第7号及び同条第4項の規定に基づき主文のとおり決定する。

平成12年3月15日

中央労働委員会
会長 花見 忠 ⑩